

2024

愛媛労働

～役立つ愛媛の労働情報～

令和6年10月号



毎月15日に愛媛県内の労働に関する情報をお届けしています。
(15日が土日祝日の場合は、前営業日となります。)

目次



愛媛県からのご案内・お知らせ

離職者等緊急生活資金について	1
地域若者サポートステーションのご紹介	2
中小企業労働相談所のご利用について	3
就職氷河期世代応援特別イベント 「コウケンテツ氏講演会」&「職業訓練校体験デー」を開催します！	4
えひめ業務改善応援事業－応援金で中小企業の賃上げ後押し！－	6
令和7年度県立産業技術専門校入校生の募集について	8
人材不足の課題を女性の活躍で解決！	9
奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）助成対象者向けチラシ	11
デジタル人材育成に精通したアドバイザーが人材育成プラン策定をお手伝い	13
地域産業リスクリング実践支援事業費補助金の申請を受付中	14
IT人材獲得支援事業費補助金の申請を受付中	15
「あのこの愛媛」愛媛県公式求人・移住総合情報サイトのご紹介	16
ひめボス宣言事業所認証制度について	18
お済みですか？「ひめボス認証」	22
労働委員会の窓（令和6年9月分）	24

愛媛労働局からのご案内・お知らせ

必ずチェック！最低賃金 ～～働く人と雇う人のルールです～～	26
しごとよりいのち 11月は「過労死等防止啓発月間」です	28
「過労死等防止対策推進シンポジウム」が11月13日に開催されます	30
フリーランス新法（令和6年11月1日施行）パンフレット	32
10月31日は労働保険料第2期分の納付期限です！！	34
「外国人雇用管理セミナー」が11月15日に開催されます	35
両立支援等助成金「柔軟な働き方選択制度等支援コース」のご案内	36
ケアプラザ新居浜のご案内	37

その他の機関等からのお知らせ

愛媛県社会保険労務士会無料相談会のお知らせ	38
-----------------------	----

離職者等緊急生活資金のご案内

《概要》

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、18歳以上65歳以下であること。

（離職者の方）

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

（休業者の方）

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(離職者一人につき)
- 保証／保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要。
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(休業者一人につき)
- 保証／保証機関
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

地域若者サポートステーションのご紹介

愛媛県では、ニートと呼ばれる若者及び就職氷河期世代の職業的自立を支援する窓口として、

- えひめ若者サポートステーション（えひめサポステ）
 - 東予若者サポートステーション（東予サポステ）
- を設置しています。まずは一步、お気軽にご相談ください。



【支援対象】

15歳～49歳で仕事に就いておらず、家事も通学もしていない方及びその保護者等

【支援内容】

- 個別相談・グループカウンセリング（相談員、臨床心理士によるものなど）
- 職業ふれあい事業（職場見学、社会見学、ボランティア活動など）
- ジョブトレーニング（ジョブトレーナー付き添いによる職場体験など）
- ワークショップ、セミナー（パソコン個別指導、ボイストレーニングなど）
- 保護者セミナー（親子ふれあい心理講座、わかりやすい交流分析など）
- 職場体験・職場チャレンジ事業（短期(3日程度)の職場体験、1か月の職場訓練など）

【設置場所など】

えひめ若者サポートステーション

- 住 所：松山市湊町5丁目1番地1
いよてつ高島屋南館3階
- 利用時間：10時～18時（月～土曜日）
- 電 話：089-948-2832
- E-mail：sp-station@lagoon.ocn.ne.jp
- H P：http://www.i-esapo.jp/

※南予地域（宇和島市・八幡浜市・大洲市）では出張相談会を実施（10時～16時）

東予若者サポートステーション

- 住 所：新居浜市繁本町8-65
（新居浜市市民文化センター内）
- 利用時間：10時～18時（月～金曜日）
- 電 話：0897-32-2181
- E-mail：toyo-sp@mx.netwave.or.jp
- H P：http://www.i-tsapo.jp/

※今治市・西条市・四国中央市では出張相談会を実施（13時～17時）

中小企業労働相談所のご利用について

労働問題でお悩みの方は、
中小企業労働相談所をご利用ください。



各中小企業労働相談所では、相談員が相談をお受けするほか、関係機関への紹介等も行っています。（労働者の方、使用者の方、どちらの相談にも応じます）

また、中予地方局に設置している松山中小企業労働相談所では、毎月2回（原則、第一・第三金曜日の10時から15時）労働問題の専門家である社会保険労務士による相談も実施しています。

いずれも相談料は**無料**で、秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

電話での相談もお受けしています。



【愛媛県中小企業労働相談所】

相談所	所在地	受付時間	電話番号
西条中小企業労働相談所 （東予地方局商工観光課内）	〒793-0042 西条市喜多川 796-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0897-56-1300 （内線 465）
今治中小企業労働相談所 （東予地方局今治支局商工観光室内）	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0898-23-2500 （内線 318） 0898-22-8598 （直通）
松山中小企業労働相談所 （中予地方局商工観光課内）	〒790-8502 松山市北持田町 132	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	089-909-8760 （直通）
宇和島中小企業労働相談所 （南予地方局商工観光課内）	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0895-28-6146 （直通）
八幡浜中小企業労働相談所 （南予地方局八幡浜支局商工観光室内）	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0894-22-4111 （内線 234）

就職氷河期世代向け「コウケンテツ氏による講演会」を開催します！



料理研究家として活躍するコウケンテツさんに、自身の挫折した経験から困難を乗り越えるためのヒントについて、ご講演いただきます。

愛媛県就職氷河期世代能力開発支援事業

就職氷河期世代応援特別イベント



新しい1歩を踏み出してみませんか？

コウケンテツ講演会

Kohkentetsu's lecture

答えは“台所”と
“失敗”にあり！

～料理研究家が語る、挫折をプラスに変換するレシピ～



<講演会内容>

1. 日時 令和6年10月22日(火) 13:00～16:30 (受付 13:00～)
2. 場所 松山市総合コミュニティーセンター 企画展示ホール1階
3. 参加方法 会場／オンライン
※外に出るのは勇気が出ない、遠方に住んでいる等で会場での参加が難しい方はオンラインでぜひご参加ください。
4. 参加定員 100名(要申込)
5. 参加対象 就職氷河期世代の方及びそのご家族・ご友人の方
6. スケジュール
13:00～16:30 産業技術専門校の作品展示ブースの設置
適性・適職診断の実施
14:00～15:30 料理研究家 コウケンテツ氏による講演(90分)
15:30～16:30 各種相談機関による就労相談会の実施
7. 申込期限 令和6年10月15日(火) ※期限を延長しました
8. 申込方法 特設サイト(<https://www.hyogaki-shien.jp>)でのフォーム入力、もしくは電話(089-913-7000)又はFAX(089-913-7001)でも受け付けています。



就職氷河期世代向け「職業訓練校体験デー」を開催します！



県では、県立産業技術専門校の各校及び修了生が活躍する企業で、施設見学・技能体験ができる体験デーを開催します（参加無料・昼食付）。

まず1歩!が自信になる!

職業訓練校 体験デー

参加費無料
(昼食付き)

体験デーのポイント
①どんなところで学ぶの? 専門学校見学 ②やってみよう! 技能体験 ③修了生が活躍する職場へ 企業訪問

<日程・場所等>

	第1回	第2回	第3回
日程	10月29日(火)	11月14日(木)	11月20日(水)
場所 (訪問先)	愛媛中央産業技術専門校 修了生の職場	新居浜産業技術専門校 修了生の職場	宇和島産業技術専門校 修了生の職場
定員	5名(要申込)	5名(要申込)	5名(要申込)
内容 (全ツアー共通)	訓練カリキュラムなどについてのガイダンス、施設見学及び技能体験、職業訓練生との座談会、修了生が活躍する職場への訪問(職場見学や修了生へのインタビュー)		
技能体験 内容	「映える時計」を作ろう ※レーザー加工機体験	<ul style="list-style-type: none"> ・レーザー切断機を使ってみよう ・自動車の仕組みを見てみよう ・ステンレスハンガーを作ってみよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・木製キューブBOXづくり ・ニットプルオーバーづくり ※上記のどちらか希望するものを体験
申込期限	10月17日(木)	11月1日(金)	11月8日(金)

<申込方法>

特設サイト (<https://www.hyogaki-shien.jp>) でのフォーム入力、もしくは電話(089-913-7000)又はFAX(089-913-7001)でも受け付けています。



応援金で中小企業の

賃上げ後押し!

愛媛県では、物価・資源価格の高騰が続く中、生産性向上と賃上げに取り組む中小企業等を支援するため、国の業務改善助成金の上乗せ補助や同助成金の申請手続等に要した社会保険労務士等への報酬費用補助を実施します。



えひめ業務改善応援金の概要

① 国の業務改善助成金の上乗せ補助

国の業務改善助成金 (愛媛労働局)

賃上げ

〔事業場内最低賃金を
30円以上引上げ〕

+

生産性向上に
資する
設備投資等

設備投資等の費用の
一部を助成

業務改善応援金 (愛媛県)

国の助成額の
1/10を補助

※国の業務改善助成金の内容に変更が生じた場合、事業内容が変更となる場合があります。最新情報は県ホームページでご確認ください。

※国の業務改善助成金については、こちら(厚生労働省ホームページ)をご確認ください。



② 社会保険労務士等 への報酬費用補助

国の業務改善助成金の申請手続等のために社会保険労務士等に支払った

報酬費用の**1/2**を補助(上限額:5万円)

※②のみの申請はできません。

申請期限 令和7年3月7日(金) 必着

※交付決定額が予算額に達した場合、申請期限前に受付を終了することがあります。

申請
お問い合わせ先

愛媛県労政雇用課

TEL.089-912-2501 受付時間/8:30~17:15
(土日祝日は除く)

E-mail rouseikoyou@pref.ehime.lg.jp

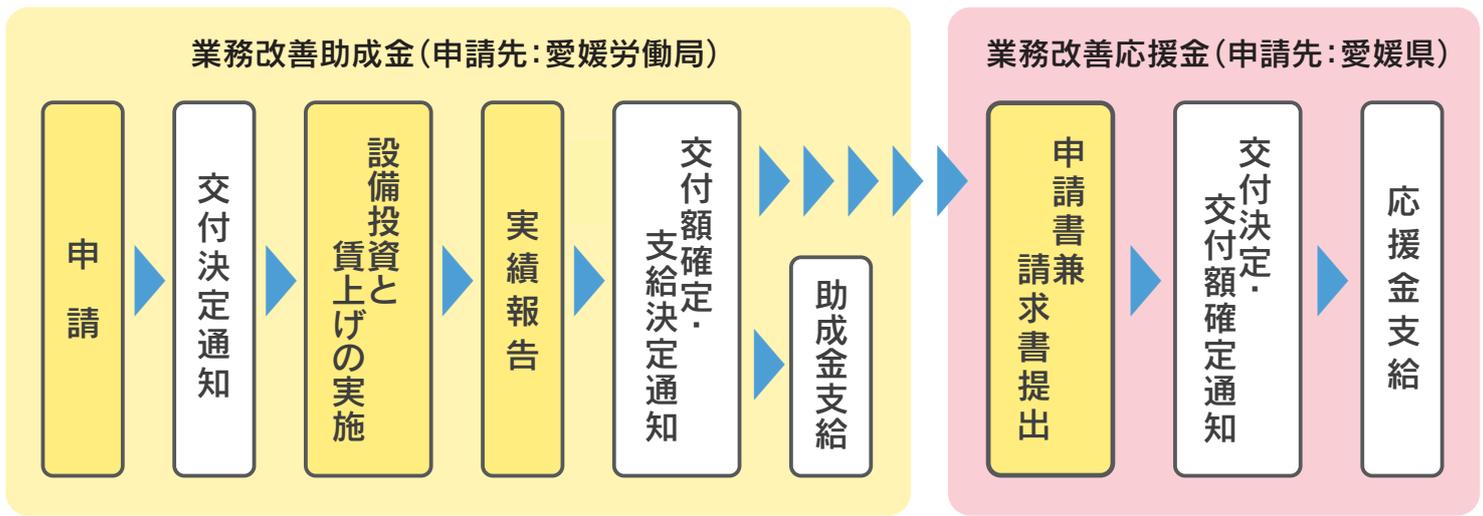
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

詳しくは、裏面
又は、愛媛県HPをチェック

えひめ 業務改善 応援金

検索

応援金支給までの流れ



対象者

令和6年7月10日以降に愛媛労働局に業務改善助成金の申請を行い、**令和7年3月7日まで**に交付額確定及び支給決定通知を受けている中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)。

補助率

国の業務改善助成金の
支給決定額の **1/10** (一律)

申請方法

① 紙申請(郵送又は持参)

えひめ業務改善応援金交付申請書兼請求書に必要な書類を添えて「愛媛県労政雇用課」まで郵送又は持参により提出してください。(送料は申請者負担となります。)

【提出先】〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県労政雇用課 雇用対策グループ

② 電子申請(手のひら県庁)

えひめ電子申請システム(手のひら県庁)の入力フォームに必要な事項を入力いただき、必要書類の電子ファイルを添付の上、申請してください。

手のひら県庁のトップページから
「えひめ業務改善応援事業」で検索
又は 右の二次元コードからアクセス



申請期限 令和7年3月7日(金) 必着

※交付決定額が予算額に達した場合、申請期限前に受付を終了することがあります。

申請に必要な書類

- 交付申請書兼請求書(様式第1号)
- 愛媛労働局から交付された国の業務改善助成金の交付決定通知書の写し
- 愛媛労働局に提出した国の業務改善助成金の事業実績報告書(「国庫補助金精算書」「事業実施結果報告」を含む)の写し
- 愛媛労働局から交付された国の業務改善助成金の交付額確定及び支給決定通知書の写し
- 応援金の振込口座の預金通帳の写し(金融機関名、店番号、口座の種類、口座名義カナの記載されているページ)

社会保険労務士等への報酬費用補助も申請する場合は、以下の書類を併せて提出してください。

- 社会保険労務士等の報酬費用の領収書等の写し
- ※領収書等で報酬費用の内容が確認できない場合は、内容が確認できる書類を併せて添付してください。

※提出のあった書類で交付要件を満たしていることが確認できない場合など、追加書類の提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

令和7年度 県立産業技術専門校入校生の募集について (普通課程：中期試験、短期課程：前期試験)

概要

県立産業技術専門校では、就職のために必要となる専門的な知識や技能を習得する職業訓練を行っています。進路、就職にお悩みの方に、ぜひ御応募いただきますよう御案内をお願いします。

科目一覧

【普通課程】

産業技術専門校	訓練科目	定員(人)	期間
新居浜産業技術専門校 〒792-0060 新居浜市大生院1233-2 TEL (0897) 43-4123	メカトロニクス科	10	2年
	自動車整備科	15	2年
	メタル技術科	15	2年
愛媛中央産業技術専門校 〒799-1534 今治市桜井団地4-1-1 TEL (0898) 48-0525	今治タオルものづくり科	10	2年
	服飾モード科	10	2年
	ビジネスデザイン科	15	1年
	設備エンジニア科	10	2年



【短期課程】

産業技術専門校	訓練科目	定員(人)	期間
宇和島産業技術専門校 〒798-0027 宇和島市柿原甲1712 TEL (0895) 22-3410	住まいづくり木工科	15	10か月
	アパレルビジネス科	10	10か月



応募手続

以下の応募書類に必要事項を記入して、新卒者の方は産業技術専門校、離職者の方はハローワークに提出してください。

- 1) 入校願書（入校選考料2,200円を愛媛県収入証紙により納付してください。）
- 2) 写真（6か月以内に撮影、脱帽、正面、上半身像で縦4cm×横3cm）
- 3) 出身高等学校発行の進学用調査書（各訓練科によって異なります。）

選考方法と日程

筆記試験、適性検査、面接試験により選考します。

願書提出期間	入校選考日	合格発表日	開講日
11月11日(月)～12月6日(金)必着	12月13日(金)	12月20日(金)	普通課程：令和7年4月10日(木) 短期課程：令和7年5月14日(水)

※ 普通課程のうち、前期試験の募集（10月25日(金)入校選考）で定員を満した訓練科については、中期試験以降の選考試験を実施しないため、募集科目や応募手続など詳細については、各産業技術専門校にお気軽にお問合せください。また、入校ガイド・入校願書の様式を県ホームページに掲載しているほか、産業技術専門校又はハローワークで配布しています。

訓練を受講するに当たって必要となる経費

入校選考料：2,200円
 入校料：5,650円
 授業料：月額 9,900円

※金額は改定になる場合があります。
 （作業着・教科書・工具等については、自己負担が必要です。）

寄宿舍料：光熱水費の実費相当額（新居浜産業技術専門校のみ寄宿舍利用可）

※ 詳細については、各産業技術専門校にお気軽にお問合せください。



えひめの女性おしごと応援プロジェクト

人材不足の課題を

女性の活躍で 解決！



意欲ある女性がその能力を発揮して県内で正社員として活躍できるよう、研修・カウンセリング及び紹介予定派遣制度を活用したマッチング支援を行うことにより、良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保を応援します。



企業・事業者向け支援

企業・事業者

参加

- ・ダイバーシティセミナー
- ・専門家派遣による受入環境整備支援

女性求職者向け支援

女性求職者

参加

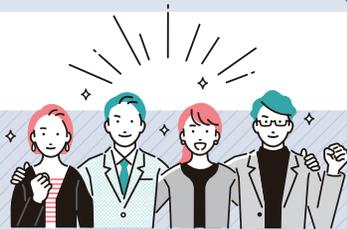
- ・県内企業の魅力発見セミナー
- ・キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー
- ・職場見学・マッチング交流会

紹介予定派遣制度を活用した支援

人材育成プログラムの提案

キャリアコンサルティング

人材マッチング支援



人材確保・良質な雇用環境

詳細は裏面をご覧ください ➡

● 支援一覧

企業・事業者向け支援

ダイバーシティセミナー

女性活躍等に取り組む企業に所属の方を講師に迎え、女性活躍の必要性やメリット、ノウハウ等を学ぶセミナーを開催。

専門家派遣による受入環境整備支援

中小企業診断士等の専門家を派遣し、求職者のニーズにあった求人要件の設定や就労環境整備の実現に向けたアドバイスをおこなうなど、女性が活躍できる受け入れ環境を整備するための伴走支援を実施。



女性求職者向け支援

県内企業の魅力発見セミナー

就職・転職を希望している女性求職者を対象に、県内企業の魅力をPRするセミナーを開催。

キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー

子育てや介護等により、キャリアにブランクが生じている女性求職者を対象に、円滑な職場復帰を支援するためのセミナーを開催。

職場見学・マッチング交流会

就労先で働くイメージを醸成し、職場の雰囲気を実感できる職場見学や、企業のご担当者様と求職者の交流会を実施。



紹介予定派遣制度を活用した支援

人材育成プログラムの提案

研修プログラム等を活用し、就職に必要なビジネススキル習得の支援を行います。

人材マッチング支援

求人企業の人材ニーズをヒアリングし、事業に参加する女性求職者との適切なマッチングを実施致します。

キャリアコンサルティング

専任のキャリアコンサルタントが求職者の方の適性や希望に合った就労へと繋げるため、きめ細やかな職業相談を行います。



本事業の紹介予定派遣のメリットについて

紹介予定派遣とは？

紹介予定派遣とは、派遣期間終了後に本人と派遣先企業双方の合意のもと、直接雇用を結ぶことを前提とした働き方です。

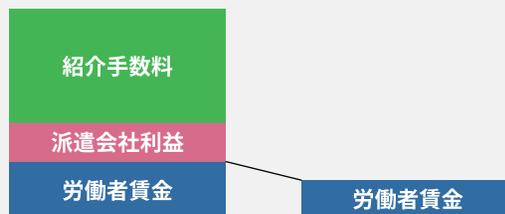
本事業の紹介予定派遣のポイント

有料職業紹介とは異なり、約2か月の派遣期間を通して求職者の適正を判断することができるため、直接雇用後のミスマッチを軽減することができます。また、本事業を活用することで、通常の紹介予定派遣と比べて負担費用が少なくなります。

本事業における紹介予定派遣の比較

通常の紹介予定派遣の場合

本事業をご利用した場合



ご紹介例

労働者賃金：1,100円・派遣会社利益：600円（ご請求単価：1,700円）
月間労働時間160時間かつ正社員後の仮定年収：250万円の場合

採用費用	派遣料金	紹介手数料	計
採用方法			
本事業における紹介予定派遣	176,000円 ※1	手数料なし ※2	176,000円
通常の紹介予定派遣	544,000円	750,000円	1,294,000円
有料職業紹介		750,000円	750,000円

※1：派遣料金は、労働者賃金の1/2の金額負担のみとなります。

賃金1,100円×派遣期間2か月（320時間）×1/2=負担賃金176,000円

※2：紹介手数料が不要となります。（紹介手数料は仮定年収の30%で試算）

ご請求単価は職種・職務内容によって変わります。詳しくはお問い合わせください。

本事業の紹介予定派遣サービス お申込みの流れ

- STEP1** 求人ヒアリング
求人サイトへ掲載
- STEP2** 求職者の人選
- STEP3** 求職者のご提案
選考開始（書類選考・面接・適性検査）
- STEP4** 内定承諾後、契約手続き
入社
- STEP5** 約2ヶ月の試用期間後（派遣契約）
両者同意の上、正社員切り替え

※派遣期間2ヶ月は目安です。期間は相談に応じます。

参加申し込み・お問い合わせ

下記「電話」「メール」「WEB」にてお気軽にご連絡ください。

電話

089-947-0038

平日（月曜～金曜）9時00分～17時30分

E-mail

ehime-seikikoyou@crie.co.jp

WEB

https://ehime-joseikoyoushien.jp/



主催：



運営事業者

事務局 | 受託会社：株式会社クリエアナブキ

〒790-0003 松山市三番町4-9-6 NBF松山日銀前ビル8階（株式会社クリエアナブキ内） | URL: https://www.crie.co.jp/

愛媛県と県内企業が共同で
奨学金の返還を支援！

最大**141.1**万円
最長**7**年間助成

助成対象者を募集します

(愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 IT人材確保枠)

● 本制度の対象となる方

本制度の対象となる方は、以下の**全ての要件に該当**する方とします

- ① 日本学生支援機構の**第一種・第二種奨学金の貸与を受けている方**
- ② 情報処理推進機構が定める**ITスキル標準レベル2以上**の情報処理技術者試験に合格している方
- ③ 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する、卒業前年次若しくは卒業年次の方
又は 既卒者で**登録企業への就職を希望する方**（応募時点で登録企業に雇用されている方を除く）

● 制度の概要

- IT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、あらかじめ県の認定を受けた学生や求職者が、本制度に登録した県内企業に就職し、継続して就業した場合に、愛媛県と登録企業が共同で奨学金の返還を助成するものです。
- 助成金額は、1年間（10月分～翌年9月分）の**奨学金返還額の4/5又は20.16万円のいずれか低い額**とし、**最長7年間助成**します。（最大141.1万円）
- 助成額は、原則として日本学生支援機構に支払います（返還期間が短くなります）。

● 助成までの流れ



認定申請

申請書、履歴書、奨学金貸与証明書、資格試験の合格証明書を愛媛県に提出してください
(様式は県HPに掲載しています)



就職活動

各企業の募集案内に基づいて採用選考を受験してください
(就職先が決定した場合は、県に報告してください)



登録企業へ就職 継続して就業

本制度への登録企業に就職し、1年間（10月～翌年9月）奨学金を返還し、継続して就業した場合、助成の対象となります



交付申請

県からの案内に基づいて、交付申請書や勤務先企業の在籍証明書等を提出してください



助成

県と企業が拠出した基金から、日本学生支援機構に助成額を支払います
(返還期間が短くなります)

※就職活動後（内定取得後）に資格試験に合格した場合で、内定先企業（登録企業）の了承が得られた場合は、就職活動後に申請を行っても差し支えありません。
(ただし、就職前（入社前）に申請を行う必要があります)

志望業種・企業が決まっていなくても、まずは申請を！

● 本制度に関するお問い合わせ ●

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課

TEL: 089-912-2506 E-mail: sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

HP: <https://www.pref.ehime.jp/page/5701.html>

愛媛 IT奨学金

検索



登録企業一覧

(令和6年9月30日時点・五十音順)

会社名称	市町	産業分類	主な採用予定職種							リモートワーク制度	
			プログラマー	システムエンジニア	ネットワークエンジニア	データベースエンジニア	サーバーエンジニア	コンサルタント	プロジェクトマネージャー		その他
株式会社アイズワン	松山市	情報通信業		●							有り
株式会社アイムービック	松山市	情報通信業		●							有り
株式会社伊予エンジニアリング	松山市	情報通信業	●	●					●		有り
株式会社 いよぎんコンピュータサービス	松山市	情報通信業	●								－
株式会社NPシステム開発	松山市	情報通信業	●	●	●	●	●				－
株式会社オフィス・クラフト	宇和島市	情報通信業	●	●	●	●	●	●	●		有り
株式会社コモテック	松山市	情報通信業	●	●		●	●	●	●		－
株式会社シスディブリンク	西条市	情報通信業	●	●		●		●	●		－
システムアーク株式会社 四国支店	松山市	情報通信業	●	●	●	●			●		－
株式会社 システムサポートサービス	松山市	情報通信業	●	●							有り
株式会社瀬戸内	今治市	専門・技術サービス業	●	●				●	●	●	有り
ソフトサイエンス株式会社	松山市	情報通信業	●	●					●		－
株式会社タイワ	新居浜市	情報通信業	●								有り
株式会社ひめぎんソフト	松山市	情報通信業	●	●	●	●					有り
フェイス・ソリューション・ テクノロジーズ株式会社松山支店	松山市	情報通信業	●	●							有り
福助工業株式会社	四国中央市	製造業	●	●							－
株式会社ユイ・システム工房	松山市	情報通信業	●	●				●			有り

人材のリスクリングに
お悩みの企業様へチャンス到来!

デジタル人材育成に 精通したアドバイザーが 人材育成プラン策定を お手伝い!

参加
無料

お申込みはこちらから ▶



こんなお悩みを抱えてはいませんか?

DXを推進するためにも社内人材をリスクリングして
ITスキルを向上させたい

どの社員にどのような研修を提供すればいいかわからない

企業様の状況にぴったりの研修プログラムを作成します!

01



ヒアリング

アドバイザーによるヒアリングや診断テスト等を実施し、企業様のDX推進の現状を把握します。

02



分析

ヒアリングとアンケートや診断テストをもとに、企業様が今後どのような人材の育成やリスクリングが必要になるか、アドバイザーが分析します。

03



プランニング

分析した結果をもとに、デジタル人材育成プランやリスクリング方針、またデジタル人材を育成するための研修を、アドバイザーが提案します。

さらに...

プランに基づき研修を受講する場合、補助金を活用できます!

(令和6年度愛媛県地域産業リスクリング実践支援事業費補助金)
※限度額や補助対象経費等の詳細は、交付要綱等をご確認ください。

補助金の詳細はこちらから ▶



お問合せは
こちらから

社内人材リスクリング実践
プログラム構築支援業務 事務局
(株式会社クリアナブキ 松山支店)

TEL:089-947-0005

本事業は「令和6年度愛媛県社内人材リスクリング実践プログラム構築支援業務」として(株)クリアナブキが愛媛県より受託して実施しています。

DXを進めるため、
社員への研修を
検討している企業様へ!

令和6年度

地域産業リスキリング実践 支援事業費補助金

目的 県内企業がDXの取組みを実践できる社内人材を育成するため、
リスキリングを実践していく企業を支援し、県内産業DXの更なる促進を図ります。

対象事業者 愛媛県内に本社、支社、支店、事業所等を有する事業者

対象経費 ●DX推進を目的とした研修受講料、教材費 ●ITパスポート試験の受験手数料、対策講座受講料

**補助率及び
補助限度額** ●補助率:補助対象経費の1/2
●補助限度額:1社当たり45万円(1人当たり15万円を限度)

募集期間 ●令和6年4月1日(月)から令和6年10月31日(木)まで
※申請募集期間中であっても、申請額の合計が予算額に達した場合は、その時点で募集を終了する場合があります。
また、申請額の合計が予算額に満たない場合は、令和6年11月以降に追加募集を行う場合があります。

交付申請の方法 必要書類を愛媛県産業人材課に提出(持参、郵送、メール)
※その他詳細は、県HP掲載の交付要綱等をご参照ください。

本事業に
についての
連絡先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課
TEL:089-912-2506(直通) E-Mail:sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp
HP:https://www.pref.ehime.jp/page/69869.html



県外及び海外からのIT人材獲得を支援！

人材紹介事業者等に支払う手数料・
人材受入れにかかる経費を

最大 **100** 万円
補助します！

補助率
1/2

令和6年度

愛媛県IT人材獲得支援事業費補助金

● 目的

県内企業が即戦力となる優秀なIT人材を国内及び海外から獲得できるよう支援することで、県内IT企業の振興ひいては産業DXの推進を図ることを目的としています。

【補助対象経費】

県外及び海外のIT人材（※1）獲得にかかる経費。

- ・ 人材紹介手数料（※2）
- ・ 人材受入れにかかる経費
（企業が負担する、来県旅費等）

【対象企業】

県内に本社、支社、支店、事業所等を有する企業等
（ただし、以下の場合に限りです。

- ① 県内に本社を有する企業については、県外及び海外のIT人材を正社員として雇用する場合
- ② 県外に本社があり、県内に支店、支社、事務所等を有する企業については、県外及び海外のIT人材を県内の事業所に原則3年以上所属する正社員として雇用する場合

※ 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除きます。詳細はプロ人材HP掲載の交付規定を御参照ください。

※1 IT人材 ▶ 県外在住で、IT企業や会社の情報システム部門においてIT業務に1年以上携わった経験・実績のあるエンジニアをいう。外国人材においては、出入国管理及び難民認定法の技術・人文知識・国際業務の在留資格をもって在留するエンジニアをいう。

※2 人材紹介手数料 ▶ 雇用契約の締結後、人材紹介事業者を支払う成功報酬型の手数料

● 募集期間

令和6年4月1日～令和7年1月17日（金） ※予算の上限に達した場合は募集を終了します

● 補助事業の流れ

人材紹介事業者等との契約

IT人材との雇用契約締結

補助金交付申請
(雇用契約15日以内)

人材紹介事業者への紹介手数料支払い

実績報告書提出

補助金交付

事業内容の詳細やお問い合わせ先

公益財団法人えひめ産業振興財団 愛媛県プロフェッショナル人材戦略拠点
TEL : 089-960-1112 E-mail : projinzai@ehime-iinet.or.jp
H P : <https://www.ehime-iinet.or.jp/> <http://ehime-projinzai.jp/>



財団HP



プロ人材HP

事業者の方
必見情報！

愛媛県からのお知らせ

求人のお困りごとはこれで解決！



愛媛県 **公式** 求人・移住総合情報サイト

あのこの **愛媛**

あの街、この町で、はたらこう

年間アクセス
20万件以上!!

求人のお困りごとにはありませんか？

- 応募がない...
- 掲載にお金をかけたくない...
- 応募者管理が大変...



3つの **メリット**

メリット 1

登録→採用まで費用は **無料**

メリット 2

県公式サイトで **安心**

メリット 3

登録から求人掲載まで **簡単**

登録はコチラから

あのこの愛媛



<https://ano-kono.ehime.jp/>



「あのこの愛媛」は県内の求人情報を**全国**に届けます！

Point 

県外からのアクセス数は約 **7** 割！

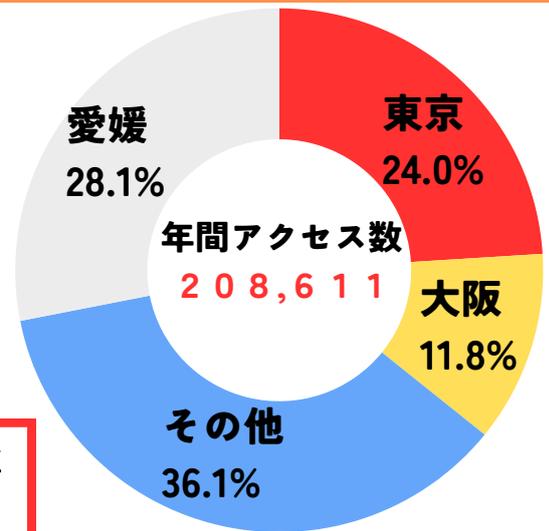
Point 

令和5年度 約 **7200** 人



が愛媛県に移住しています

県外からの人材を獲得する機会が
あのこの愛媛にはあります！



令和5年度あのこの愛媛
地域別アクセス数

求人掲載まではたったの**3ステップ** 

Step1

あのこの愛媛から利用申請

URLまたは二次元コードからアクセス！
<https://ano-kono.ehime.jp/st/register>
もしくは **あのこの愛媛**  で検索
事務局で事業者登録後、アカウントを発行します。



Step2

管理画面にログイン

初回ログインに関するメールが届きますので
案内に従ってログインしてください。



Step3

求人情報を作成し、情報を公開

求人情報の編集や公開/非公開の切替えは、
管理画面からいつでも変更可能です。

そして

求人に応募があったら

ご登録のメールアドレスにお知らせメールが届きます。
管理画面で応募者情報を確認し、応募者へご連絡ください。
選考後の採否結果の登録をお願いします。

操作にお困りのときは、サービスカウンターにご連絡ください！



anokono@hr-s.co.jp



<https://ano-kono.ehime.jp/st/faq/>

問い合わせ
フォーム



令和5年度よりスタートした “ひめボス宣言事業所” 認証制度

若年層の転出超過の解消に向け、
愛媛県が女性活躍や仕事と家庭の両立支援など
積極的に取り組む企業を認証し、
すべての人がいきいきと働ける環境づくりと
企業の成長をバックアップします。

認証事業所数
現在
203社
(※2024年3月6日時点)



HIMEBOSS

ひめボス

2024年度

(令和6年度)

働く人に笑顔を。
企業に成長を。



このままだと...

ひめボス促進の効果もあり

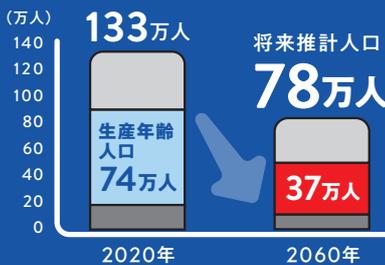
ひめボス宣言事業所認証制度の目的

人口減少は、企業経営や事業継続に
大きな影響を及ぼします。

愛媛県の人口減少は、このまま何も対策を行わなければ、
2020年からの40年間で4割減となり、約78万人にまで減少
すると見込まれています。※ 地域が持続的に成長していくた
めには、雇用の場を提供する県内企業・事業所が、すべての
労働者にとって魅力的であるとともに、個人のライフステージ
の希望を叶えることが重要であると考えます。

愛媛県の総人口は
2060年に

4割減少

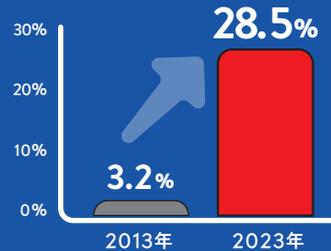


■ 0~14歳 ■ 15~64歳 ■ 65歳以上

※2020年「国勢調査」に基づき愛媛県が算出

県内企業の
男性の育児休業
取得率は

28.5%にUP!



出典：R5愛媛県「仕事と家庭の両立支援に
関する雇用環境調査」

みんなが活躍できる職場へ、 みんなに選ばれる企業へ。

愛媛県内企業が性別を問わず「選ばれる企業」として魅力的な職場へ変革・成長できるよう、女性活躍推進や仕事と家庭の両立支援等に取り組んでいる企業等を認証する制度です。



スーパー プレミアム認証 (上位認証)

認証に対する **奨励金**
※2
100万円

常時雇用する労働者数
20人以上300人以下の
企業が奨励金支給対象

スーパープレミアム認証に必要な要件

1~4の要件を2つ以上(301人以上の企業は3つ以上)/5及び6の要件は必須

1	直近の事業年度 女性正社員の割合	国の平均値以上 または 4割以上 ※1
2 いずれか	直近の事業年度 女性正社員の平均継続勤続年数	国の平均値以上 ※1
	直近の事業年度 女性の平均継続勤続年数 (雇用管理区分ごと)	男性の 7割以上
3	直近の事業年度 女性管理職の割合	国の平均値以上 ※1
4 いずれか	直近の三事業年度 非正規女性の正社員転換	転換後 6箇月以上
	直近の三事業年度 離職した女性の正社員再雇用	再雇用後 6箇月以上
5	直近の事業年度 出産した女性の就業継続率	80%以上
6	直近の事業年度 男性の育児休業取得率	100%

※1 国の平均値/女性活躍推進法に関する厚生労働省通知で定める産業ごとの平均値 ※2 認証及び奨励金の支給は、要件達成のほか県の審査により決定。なお、奨励金は過年度に交付した回数を含め、1回限りの支給。2023年3月末までに旧制度のひめボス宣言事業所の登録、またはえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けている場合には、20人未満の事業所であっても支給対象。



基本認証

1~4の要件を
すべて満たすこと

基本認証に必要な要件

1	ひめボス事業所宣言書の提出	
2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	
3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	
4	育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント禁止規定の整備	

実績に対する**奨励金**

2024年度(令和6年度)奨励金メニュー

最大 **20万円**

常時雇用する労働者数
20人以上300人以下の企業が
奨励金支給対象

※3 認証及び奨励金の支給は、要件達成のほか県の審査により決定。奨励金の交付限度額は過年度に交付した額を含め最大20万円とする。2023年3月末までに旧制度のひめがス宣言事業所の登録、またはえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けている場合は、20人未満の事業所であっても支給対象。

パターン1

女性活躍推進メニュー
A~Eのいずれか1つ **10万円**

仕事と家庭の両立
支援メニュー
F~Jのいずれか1つ **10万円**

パターン2

女性活躍
推進メニュー
A~E

仕事と家庭の
両立支援メニュー
F~J

働き方改革
メニュー
K・L

A~Jの
いずれか1つ **10万円**

+ K・Lの
いずれか1つ **10万円**



※4 働き方改革メニューは単独での奨励金支給不可。A~Jのいずれか1つとセットで達成することが条件。

女性活躍推進メニュー

A



出産・育児・
介護で離職した
女性の
再雇用

RENEWAL!

B



更衣室等
女性専用の
施設整備及び
女性採用増加

C



女性採用
説明会の開催
及び
女性採用増加

D



リカレント
教育制度の
創設及び
取得実績

E



女性管理職
(係長相当職以上)の
割合が
20%以上

NEW!

A~Eのいずれか1つ
奨励金 **10万円**

仕事と家庭の両立支援メニュー

F



男性の
育児休業等の
通算28日以上

G



男性の
育児休業
取得率100%
(取得者2人以上)

H



法定を上回る
両立支援の勤務・
休暇制度整備
及び取得実績

I



保育環境の
整備

NEW!

J



育児休業中の
応援手当または
代替人員の
確保

NEW!

F~Jのいずれか1つ
奨励金 **10万円**

働き方改革メニュー ※働き方改革メニューは、単独での申請不可

K



所定外労働の
削減

NEW!

L



柔軟な
働き方の実現
(フレックスタイム、
テレワーク、副業、
兼業など)

NEW!

K・Lのいずれか1つ
+ A~Jのいずれか1つとセット
奨励金 **20万円**



申請はこちら

ひめボスポータルサイトより
申請を受け付けています
(メールや書面での申請も可)

認証奨励金種類	2024年度締切
奨励金スーパープレミアム認証	2025年1月31日
基本認証	2025年3月14日

※申請締め切りは予告なく変更になる場合がございます。最新情報は、ひめボスポータルサイトをご確認ください。

認証フロー

20~300人
常時雇用する労働者

20人未満または
300人以上
常時雇用する労働者

愛媛県内企業

申請・取得



基本認証

奨励金
最大
20万円

認証申請



スーパー
プレミアム

認証取得

奨励金
100万円

申請から取得までの目安

- 基本・上位認証
- 申請から認証まで約1か月
- 奨励金
- 申請から支払いまで約2~3か月

認証の支援

コンサルタント(社会保険労務士)によるサポートを、
無料で受けることができます

基本認証
取得支援

(一般事業主行動計画策定)

4 支援回数
回まで

2 訪問支援
回まで
(オンライン可)

2 電話支援
回まで
(メール含む)

スーパー
プレミアム
認証取得支援

5 支援回数
回まで

2 訪問支援
回まで
(オンライン可)

3 電話支援
回まで
(メール含む)

申請内容や申請方法について

訪問による説明・認証支援について

お問い合わせ先

ひめボス事務局

〒790-8686 愛媛県松山市湊町7-7-1(セキ株式会社内)
メール:support@himeboss.jp

089-903-8822

ひめボス推進アドバイザー

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2-5-7 別館1F
(一般社団法人愛媛県法人会連合会内)
メール:himenowa02@csc-ehime.jp

089-933-2660

promote diversity
in Ehime



HIMEBOSS

ひめボス

「愛媛ダイバーシティ」に待ったなし。
改革の加速に、動き出した2年目。
急速に進む人口減少。この状況下で地域が持続的に成長して
いくために、女性活躍及び仕事と家庭の両立支援に取り組む
事業所を、愛媛県が強力に後押し。2年目となる「ひめボス宣
言事業所認証制度」を通して魅力的な事業所を増加させ、
オール愛媛体制で、誰もが能力を十分に発揮し、多様な働き
方ができる環境が、当たり前になる愛媛県を目指します。

「ひめボス認証」

お済みですか？

加速する改革、増える認証事業所。



まずは気軽に
お問合せ

<お問合せ受付>
平日9:00~17:00
(年末年始12/29~1/3休業)

申請内容や申請方法について

ひめボス事務局

〒790-8686 愛媛県松山市湊町7-7-1(セキ株式会社内)
メール:support@himeboss.jp

089-903-8822

訪問による説明・認証支援について

ひめボス推進アドバイザー

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2-5-7 別館1F
(一般社団法人愛媛県法人会連合会内)
メール:himenowa02@csc-ehime.jp

089-933-2660

2024年
5月1日時点



基本認証事業所数

224社



スーパープレミアム
認証事業所数

4社

：スーパープレミアム認証取得(業種別/50音順)

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課 少子化対策・男女参画室

製造業

菱機工(株)
浅川造船(株)
朝日共販(株)
(株)アテックス
(株)あわしま堂
イトマン(株)
ウダカエンジニアリング(株)
エリエールプロダクト(株)
エリエールペーパーテクノロジー(株)
(株)大石工作所
(株)栗之浦ドック
サンヨー食品(株)
(株)四国シキシマパン
四国乳業(株)
JAえひめアイパックス(株)

ジャスティン(株)

(株)新来島どっく
シンワ(株)
住友重機械プロセス機器(株)
セキ(株)
(株)セラテック
CELCOJAPAN(株)
仙味エキス(株)
ダイオーエワーク(株)
ダイオーエンジニアリング(株)
大玉製紙(株)
西染工(株)
萩尾機械工業(株)
八水蒲鉾(株)
服部製紙(株)
(株)ピージョイ
(株)ヒカリ
補助工業(株)
(株)フジコン
(株)松山機型工業
(株)マルカワ
丸菱ペーパーテック(株)
三浦工業(株)
三木特種製紙(株)
(株)三好鉄工所

情報通信業

(株)あいテレビ
(株)アイクコーポレーション
RNBコーポレーション(株)
(株)いよぎんコンピュータサービス
(株)エス・ピー・シー
(株)エヌ・ティ・ティ・データ四国
(株)愛媛CATV
(株)愛媛新聞社
(株)愛媛電算
(株)えひめリビング新聞社
サイボウズ(株)
佐川印刷(株)
Sky(株)
(株)デジタルピア
南海放送(株)
(株)ビット
(株)ファインデックス

建設業

(株)愛亀
安藤工業(株)
(株)一宮工務店
井原工業(株)
(株)大竹組
(株)川下建設
(株)かわにし
向成建設(株)
重松兄弟設備(株)
四国竹林塗装工業(株)
四国通建(株)
(株)四国ライト
神野電気(株)
大和リース(株)
(株)田野電設
(株)DAD
富永建設(株)
(株)長浜機設
尾藤建設(株)
(株)風土
(有)松本組
(株)宮嶋組
(株)よしだ
(株)渡辺建設

卸売業・小売業

アカマツ(株)
(株)アスティス
石崎商事(株)
(株)伊予鉄高島屋
愛媛飼料産業(株)
愛媛トヨペット(株)
(株)キノ
サトー産業(株)
四国スバル(株)
太陽石油販売(株)
大黒工業(株)
(株)高橋栄商店
高松石油(株)
(株)南予ピージョイ
(株)日東物産
(株)フジ
(株)モバイルコム
(株)ヨンキウ
(株)レディ薬局

運輸業・郵便業

伊予鉄タクシー(株)
伊予鉄道(株)
伊予鉄バス(株)
宇和島自動車(株)
桑原運輸(株)
(株)瀬戸内しまなみリーディング
ダイオーロジスティクス(株)
ベガサス運輸(株)

教育・学習支援業

(大)愛媛大学
(学)聖カタリナ学園
(学)新田学園
(学)松山東雲学園
(学)松山聖陵学園
(学)松山大学
やまもと学習サポート教室

サービス業

(株)イナミコーポレーション
伊予鉄総合企画(株)
(株)ANAエアサービス松山
愛媛県国民健康保険団体連合会
愛媛県商工会連合会
(一社)愛媛県法人会連合会
(一社)えひめ若年人育成推進機構
(株)カスタマーリレーションテレマーケティング
(株)カナナ・ジオリサーチ
共立自動車(株)
(株)建設マネジメント四国
大王製紙保安検査システム(株)
(株)長崎商事
富士通コミュニケーションサービス(株)
(特非) ワークライフ・コロボ

専門・技術・サービス業

(株)小笠原工務所
(有)清水式真金研究所
住重アテックス(株)
(株)ミズキコンサルタント

医療・福祉

(医)愛寿会
(福)愛美会
(株)アクト企画
(株)アルティザン
(福)今治市社会福祉協議会
(福)今治福祉施設協会
(株)エイジングウェル
(福)愛媛県社会福祉事業団
(公財)愛媛県総合保健協会
(医)かとう歯科医院
きくぞのケアパーク(株)
(医)栗整形外科病院
(福)来島会
(株)ケアジャパン
(株)ココロココ
(福)三恵会
(福)四国中央市社会福祉協議会
(医)社団更生会
(株)ジャックと豆の木園
(株)シルバークエアサービス
(医)仁清会 野本記念病院
(福)正和会
(福)西予総合福祉会
(福)泰斗福祉会
(福)新居浜市社会福祉協議会
(株)華桔梗
(株)響
(福)福角会
(医)北斗会 大洲中央病院
(福)松山市社会福祉協議会
(医)松山ハートセンター
(福)御荘福祉施設協会
(福)八幡浜市社会福祉協議会
(福)悠々会

宿泊業・飲食サービス業

エリエールフーズ(株)
(株)グラン・ジュテ
(株)古湧園
(株)ホテル椿館
(有)大和屋本店旅館

生活関連サービス業・娯楽業

石田クリーニング(株)
エリエールライフ(株)
(株)エリエールリゾーツゴルフクラブ
(株)レスバスコポレーション

電気・ガス・熱供給・水道業

四国ガス(株)
四国電力(株)
四国電力送配電(株)
正起ガス(株)

金融業・保険業

アフラック生命保険(株)
(株)伊予銀行
(株)愛媛銀行
愛媛信用金庫
愛媛県信用農業協同組合連合会
愛媛県信用保証協会
宇和島信用金庫
東予信用金庫
(株)ゆうちょ銀行

不動産業・物品賃貸業

(株)伊予鉄グループ
(株)日本エージェンツ

農業・林業

うま農業協同組合
愛媛たいき農業協同組合
えひめ中央農業協同組合
えひめ南農業協同組合
越智今治農業協同組合
久万広域森林組合
東宇和農業協同組合
松山市農業協同組合

地方公共団体等

(公財)えひめ女性財団
愛媛県
愛媛県教育委員会
愛媛県警察本部
松山市
今治市
宇和島市
八幡浜市
新居浜市
西条市
大洲市
伊予市
四国中央市
西予市
東温市
上島町
久万高原町
松前町
砥部町
内子町
伊方町
松野町
鬼北町
愛南町

ひめボスポータルサイトより申請を受け付けています▶▶▶



えひめひめボス
ポータルサイト



メールや書面での申請も可能です。最新情報、詳細は、ひめボスポータルサイトをご確認ください。

本事業は愛媛県が、一般社団法人愛媛県法人会連合会及び、株式会社エス・ピー・シーとセキ株式会社の共同事業体に委託し運営しています。

労働委員会の窓（令和6年9月分）

《会議関係》

- 9月10日 四国地区労働委員会公益委員連絡協議会
「同僚により無断で撮影された映像を証拠として懲戒処分を行うことの是非について」など3件
9月13日 第1341回公益委員会議
「令和6年（不）第1号事件の審査経過について」など2件
- 9月27日 第1235回愛媛県労働委員会総会
「令和6年（不）第1号事件について」など9件

《集团的労使紛争関係》

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法7条該当号	申立内容	終結状況
6年(不)第1号	福祉業	R6.3.21	1,3	不利益取扱い是正 支配介入の禁止 謝罪文の掲示等	係属中
6年(不)第2号	建設業	R6.6.13	2	団体交渉応諾	係属中

《個別的労使紛争関係》

○ あっせん事件

事件番号	業種	あっせん事項	申出年月日 申出者	あっせん回数	終結状況
6年個別第1号	医療業	退職金・解雇予告手当・慰謝料等の支払い	R6.2.28 労働者	2回	解決
6年個別第2号	医療業	精神的・経済的損失に対する金銭的補償	R6.4.9 労働者	-	不開始
6年個別第3号	宿泊業	断続的労働の許可が下りていない期間の賃金の引上げ及び再計算	R6.6.11 労働者	-	不開始
6年個別第4号	宿泊業	断続的労働の許可が下りていない期間の賃金の引上げ及び再計算	R6.6.11 労働者	-	不開始
6年個別第5号	サービス業	仕事を与えられなかった1か月間の給与補償	R6.7.5 労働者	1回	係属中

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
9月	18	28
累計（4月～）	142	211

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

《お知らせ》

労働委員会では、毎年10月を「個別労働関係紛争処理制度」の周知月間と定め、全国の労働委員会と連携して周知活動を実施しています。

周知月間中は、PRのための特別事業として、労働委員による労使トラブル相談や、職員による夜間電話相談等を次のとおり実施することとしております。

1 労使トラブル夜間電話相談

○日 時：10月8日（火）、24日（木） 17時15分～20時

2 労働委員労使トラブル専門相談

○日 時：10月11日（金）、25日（金） 14時30分～ ※事前予約制

○場 所：県中予地方局 2階 労働委員・相談室（面談方式）

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町132番地

メールアドレス roudouin@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirouin/>

必ずチェック!

最低賃金!

働く人と雇う人のための
ルールです!

愛媛県 最低賃金

令和6年

10月13日から

時間額

956 円

前年比

59円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
愛媛労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



愛媛労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成



「最低賃金制度」は、 働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額） を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{時間給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

2 日給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{日給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1日の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

3 月給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{月給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1か月の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の
地域の最低賃金を
チェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

業務改善助成金
コールセンター

☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



支給の要件

1



事業場内最低賃金の
引上げ

2



引上げ後の
賃金額の支払い

3



生産性向上に資する
機器・設備などを導入

4



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

助成金 支給まで の流れ

1



交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



2



交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施

3



実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出



4



支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R6.9)

しごとにより、 いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、
人生を豊かにしてくれるもの。
働き過ぎで心や体の健康を損なうことは
絶対にあってはなりません。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は...

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。(2022/4/1現在)

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)



●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向け
にその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は...

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントについての相談はこちら。

[http://www.mhlw.go.jp/general/seido/
chihou/kaiketu/soudan.html](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html)



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

[https://www.mhlw.go.jp/content/
000177581.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf)



●ハラスメント悩み相談室

土曜・日曜の相談やメール・SNSでの
相談にも無料で応じています。

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は...

●こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に
関することについて無料で相談に応じています。

0120-565-455

月・火/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月・火 17:00~22:00
土・日 10:00~16:00
(祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメン
タルヘルス対策に取り組む事業者の方などの
支援や、役立つ情報の提供を行っています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を
抱えていたら、相談してください。電話やSNS
の相談窓口を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



過労死の防止のための
活動を行う

民間団体の
相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

<http://karoshi-boushi.net/>



全国過労死を考える家族の会

<http://karoshi-kazoku.net/>



過労死弁護団
全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<http://karoshi.jp/>



参加
無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用ナビダイヤル
(月~金 9:00~17:30)

0570-080-082



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。



**参加
無料**

事前申込

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム

日時

2024年 **11月13日(水)**
13:30~16:10 (受付13:00~)

会場

愛媛県県民文化会館
真珠の間B
(松山市道後町2丁目5-1)

主催：厚生労働省

後援：愛媛県、松山市、働くもののいのちと健康を守る愛媛県センター

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

愛媛会場

プログラム

[主催者挨拶] 愛媛労働局
[基調講演]

「物流の2024年問題」の本質と 真の解決策を求めて」

橋本 愛喜 氏 (フリーライター)

[パネルディスカッション]

「物流の2024年問題とトラック・ドライバーの過労死問題を考える」

コーディネーター 長井 偉訓 氏 (愛媛大学名誉教授)

パネリスト 橋本 愛喜 氏 (フリーライター)

中上 裕章 氏 (岡山過労死を考える家族の会代表)

西岡 斉 氏 (トヨー・ロジテック株式会社代表取締役社長・愛媛県トラック協会副会長)

西田 和則 氏 (四国名鉄運輸労働組合執行委員長)

橋本 愛喜 氏

フリーライター



元工場経営者、日本語教師。
大型自動車一種免許を取得後、トラックで200社以上のモノづくりの現場を訪問。労働問題、災害対策、文化差異、ジェンダー、差別などに関する社会問題を中心に執筆活動を行い、著書には「トラックドライバーにも言わせて」(新潮社)、「やさぐれトラックドライバーの一本道迷路 現場知らずのルールに振り回され今日も荷物を運びます」(KADOKAWA)などがある。

●会場のご案内

愛媛県県民文化会館 真珠の間B

(松山市道後町2丁目5-1)

・JR「松山駅」から伊予鉄市内電車(道後温泉行)で約21分

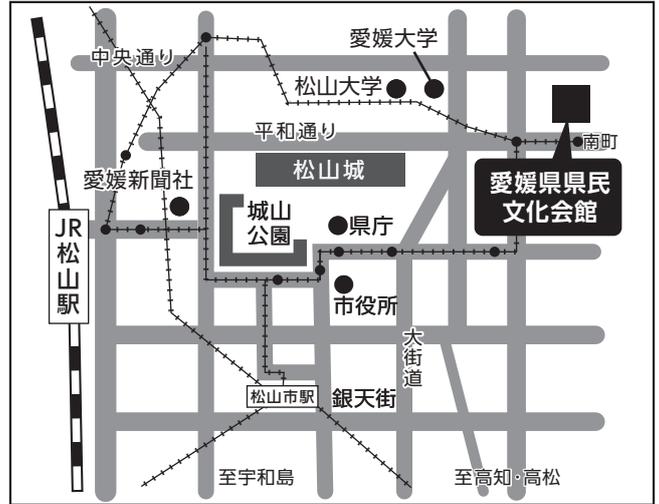
「南町・県民文化会館前」で下車

・伊予鉄「松山市駅」から伊予鉄市内電車(道後温泉行)で約17分

「南町・県民文化会館前」で下車

●参加申し込みについて

- 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- 申し込みは Web または FAX をお願いします。
- 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- 参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



Webからのお申し込みはこちら 二次元バーコードを読み込んで下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 → 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者 | <input type="checkbox"/> 会社員 | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員 | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生 | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 [| | | | | |] |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

基調講演について質問を募集します。以下に質問したいことをご記入ください。 ※質問には全てお答えできるわけではありません。

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供いたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

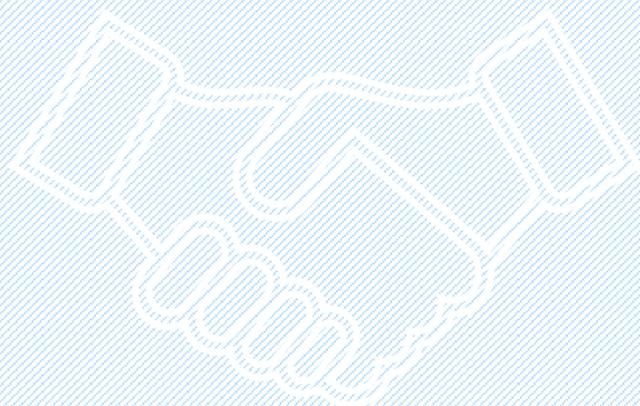
電話: 0570-080082 (ナビダイヤル)

E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
(フリーランス・事業者間取引適正化等法)パンフレット

ここからはじめる
フリーランス・事業者間
取引適正化等法

令和6年11月1日施行



本法は、フリーランスと取引する 全ての事業者が守らなければいけない法律です

近年、働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方が社会に普及してきた一方で、フリーランスが取引先との関係で、報酬の不払やハラスメントなど様々な問題やトラブルを経験していることが明らかになっています。

個人であるフリーランスと、組織である発注事業者の間における交渉力などの格差、それに伴うフリーランスの取引上の弱い立場に着目し、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために制定されたのが、本法(フリーランス・事業者間取引適正化等法)です。

多種多様な業界で活躍しているフリーランスとの業務委託取引について、「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。

目次	1 本法の概要	3
	2 法律上の定義	
	対象となる事業者	4
	対象となる取引の内容	5
	3 義務と禁止行為	
	取引の適正化	
	① 取引条件の明示義務(第3条)	6
	② 期日における報酬支払義務(第4条)	10
	③ 発注事業者の禁止行為(第5条)	14
	就業環境の整備	
	④ 募集情報の的確表示義務(第12条)	18
	⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務(第13条)	20
	⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務(第14条)	22
	⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示義務(第16条)	24
	一定期間以上の業務委託のみにかかる義務と禁止行為	26
	4 違反行為への対応	28
	5 条文	29
	6 問い合わせ先	34

内容の詳細については、以下のリンク先よりご確認ください。

【厚生労働省HP内】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001278830.pdf>

愛媛労働局からのお知らせです。

10月31日（木）は、労働保険（労災保険・雇用保険）料の第2期分の納付期限となっております。

対象となる事業主の皆様には、10月16日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関にて納付をお願いします。

御不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先：松山市若草町4-3

愛媛労働局労働保険徴収室 TEL089-935-5202

～ グローバル人材の活用と未来への一歩～

企業向け

外国人雇用管理セミナー

参加費
無料

外国人採用のポイントと注意すべき点
について、詳しく説明いたします。

11月15日（金）
14:00～16:00 **6選**

13:30
受付開始

1

14:05～14:25（20分）

入管法における外国人の
適正な雇用に関する留意点について



高松出入国在留管理局
松山出張所

2

14:25～14:40（15分）

技能実習制度について



外国人技能実習機構
高松事務所松山支所

3

14:50～15:05（15分）

不法就労防止と行方不明
事案における対応について



愛媛県警察本部

4

15:05～15:15（10分）

愛媛県内の外国人の
状況・相談窓口について



愛媛県国際交流協会

5

15:15～15:30（15分）

外国人雇用状況届出と
雇用管理について



ハローワーク松山

6

15:30～15:35（5分）

労働者派遣を受入れる際に
注意すべきことについて



愛媛労働局職業安定部
需給調整事業室

場所

- 松山市総合コミュニティセンター
研修会議室（3階大会議室）
住所：松山市湊町7丁目5

申込方法

- 愛媛労働局HP（URL：https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/gaikokujin_koyoukanri.html）もしくは、
右記の二次元バーコードから入力

定員

- 100名（先着順）
*定員に達し次第締め切ります。

特記事項

- セミナー修了後、～16:00まで
質疑応答時間を設けます。



【主催】 愛媛労働局職業安定部職業対策課 TEL 089-941-2940

両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）のご案内

育児期の柔軟な働き方に関する制度（柔軟な働き方選択制度等）を複数導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」に基づき、制度利用者を支援した**中小企業事業主**に支給します。令和6年4月1日以降に制度利用を開始した場合が対象となります。

おもな要件

- **柔軟な働き方選択制度等**（下記の表）を**2つ以上導入**
- 柔軟な働き方選択制度等の利用について、プラン作成による支援を実施する方針の社内周知
- 労働者との**面談を実施**し、本人の希望等を確認・結果記録の上、業務体制の検討や制度利用後のキャリア形成円滑化のための措置を盛り込んだ**プランを作成**
- 制度利用開始から6か月間の間に、対象労働者が**柔軟な働き方選択制度等を一定基準以上利用**
- 次世代育成支援対策推進法に基づく**一般事業主行動計画を策定・届出**していること

	支給額
制度を2つ導入し、対象者が制度利用	20万円
制度を3つ以上導入し、対象者が制度利用	25万円
育児休業等に関する情報公表加算	2万円 (1回限り)

制度名称	フレックスタイム制/ 時差出勤制度	育児のためのテレワーク等	短時間勤務制度	保育サービスの手配・費用補助制度	子の養育を容易にするための休暇制度/ 法を上回る子の看護休暇制度
導入すべき主な内容	始業・終業時刻や労働時間を労働者が決定/ 始業・終業の1時間以上の繰り上げ・繰り下げ	勤務日の半数以上利用可能 時間単位利用可能	1日1時間以上の所定労働時間短縮 1日6時間以外の短縮時間も利用可能	一時的な保育サービスを手配し、サービスの利用に係る費用の全部または一部を補助	有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度
利用実績の基準	合計20日以上制度利用			労働者負担額の5割以上かつ3万円以上、または10万円以上の補助	合計20時間以上取得

※異なる制度を同一期間に利用した場合、利用実績を合算することはできません。※ **1事業主1年度について制度利用者5人まで支給**

★「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」の作成について

- ・プランの作成の際には、厚生労働省HPに掲載している「育休復帰支援プラン」策定マニュアルを参考にしてください。
- ・プラン策定のノウハウを持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」が中小企業に訪問し、企業のプラン策定を無料で支援しています。詳細はHPをご覧ください。

◎ その他詳しい支給の要件や手続等については、厚生労働省HPをご参照いただくか、
愛媛労働局雇用環境・均等室へお問い合わせください。

〒790-8583 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎
TEL089-935-5222

厚生労働省 両立支援等助成金 **検索**



愛媛労災特別介護施設「ケアプラザ新居浜」のご案内

ケアプラザとは？

- ▶ 全国に8か所ある労災専門の公的な介護施設です。
- ▶ 土地・建物は国が所有し、運営は厚生労働省から事業委託を受けた「一般財団法人 労災サポートセンター（<https://www.rousaisc.or.jp>）」が行っています。
- ▶ 「ケアプラザ新居浜」は、平成13年に、住友グループ発祥の地で四国有数の工業都市の愛媛県新居浜市に開設され、温暖な気候の瀬戸内海近くに位置しています。

施設の特徴は？

- ▶ 最大84人の入居者が、介護・食事・入浴等のサービスを受けながら生活できます。
- ▶ 約30㎡の個室に、ベッド、バス（一部シャワーのみ）、トイレ、洗面所、簡易キッチン、ナースコールを完備しています。また、重篤な入居者のため、常時介護に対応できる多床室（4人部屋）も設置しています。
- ▶ 看護師が24時間体制で常駐し、介護士等とともに計画的な介護サービスを提供します。また、専任の栄養士と療法士を配置し、適切な栄養管理やリハビリを行います。
- ▶ 労災特有の障がいや傷病等に対応した介護ノウハウの蓄積があります。また、労災に知見のある愛媛労災病院等と連携し、必要な医療にもスムーズにつながります。

誰が入居できる？ 費用は？

- ▶ 労災保険の障害等級または傷病等級が1級から3級の労災年金受給者で、居宅での介護が困難と認められる方が入居できます（60歳以上で障害等級が4級の労災年金受給者で、居宅介護困難な方は、特例的に入居が認められる場合あり。）。
- ▶ 費用は、施設利用料（部屋代、食費、光熱水費等）と介護費の合計額です。
- ▶ 施設利用料は、入居者の年収と、扶養親族の人数に応じ、次のとおりです。

年収（円） ～代表例～	個室の施設利用料（円・月額） 令和5年10月1日改定後の料金			
	扶養親族なし	扶養1人	扶養2人	扶養3人以上
1,200,000	62,000	36,000	36,000	36,000
1,600,000	79,000	46,000	46,000	36,000
2,000,000	115,000	62,000	46,000	46,000
2,800,000	154,000	79,000	62,000	62,000
3,000,000	176,000	97,000	79,000	62,000
3,400,000	198,000	115,000	79,000	79,000

- ▶ 介護費は、いったんご負担いただきますが、後日、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から支給されるため、実質的な負担はありません。

当施設についてお尋ねになりたいことがあれば、下記問合せ先まで。

★所在地 〒792-0896 愛媛県新居浜市阿島1丁目3-12

★問合せ 0897-67-1122 総務課（月～金 8:30～17:30）

→公式 Facebook



愛媛県社会保険労務士会無料相談会

毎年10月は「社会保険労務士制度推進月間」です。

愛媛県社会保険労務士会では、広く県民に社労士制度を知っていただくとともに、社会貢献活動の一つとして労働問題・年金などの「無料相談会」を開催します。お気軽にご相談ください。

開催日時及び開催場所

- 令和6年10月27日（日）10：00～15：00
 - SAIJO BASE
- 令和6年10月27日（日）11：00～17：00
 - フジグラン今治〔1階 シースルーエレベーター前〕
 - フジグラン松山〔遊々館2階 北側駐車場連絡通路前〕
 - フジグラン北浜〔2階 イベント広場〕
- 令和6年11月3日（日）11：00～17：00
 - イオンスタイル松山〔1階 南(環状線側)入口〕

相談内容 公的年金、
健康保険（傷病手当金、出産手当金、高額医療費等）
労働保険（雇用保険、労災保険、各種給付）
労働条件（賃金、退職金、労働時間、休日、年次有給休暇）
解雇・退職・セクハラ・パワハラ等
労使関係（個別労働紛争）
各種助成金

（お問い合わせ先）

〒790-0813 松山市萱町4丁目6番地3

愛媛県社会保険労務士会

事務局長 橋本 珠樹

TEL 089-907-4864

FAX 089-923-1133